

第66回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年6月27日（土曜日）
午前10時

開催場所 東京都中野区中野四丁目10番2号
中野セントラルパークサウス B1F [カンファレンス]

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件
- 第7号議案 監査等委員会設置会社への移行に伴う業績連動型株式報酬制度の決定の件

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2026年6月26日（金曜日）午後5時30分

鈴茂器工株式会社

証券コード：6405

2027年6月開催予定の当社株主総会の送付資料について

2022年9月の改正会社法施行により株主総会資料の電子提供制度が開始されました。

当社におきましては、書面交付請求の有無に関わらず株主の皆様に対して一律に株主総会資料を書面にてお送りしておりましたが、次回（第67回）の定時株主総会（2027年6月開催予定）からは、株主総会資料（招集ご通知）の内容の一部につきまして、法令及び定款により認められる範囲におきましては、ウェブサイトのみの開示とさせていただきます。予めご了承下さい。

株主の皆様へ

食の「おいしい」や「温かい」を
世界の人々へ

代表取締役会長 鈴木 美奈子

代表取締役社長 谷口 徹



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
第66回定時株主総会を2026年6月27日（土曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。
株主総会の議案及び当社グループの事業の現況と課題等についてご説明申し上げますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。
株主の皆様におかれましては今後とも一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第66回定時株主総会招集ご通知	2	第7号議案 監査等委員会設置会社への移行に伴う業績連動型株式報酬制度の決定の件	22
株主総会参考書類		事業報告	27
第1号議案 剰余金の処分の件	6	連結計算書類	47
第2号議案 定款一部変更の件	7	計算書類	60
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件	14	監査報告書	70
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	17		
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠決定の件	20		
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件	21		

招集ご通知

(証券コード6405)

2026年6月11日
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都中野区中野四丁目10番1号
中野セントラルパークイースト
鈴茂器工株式会社
代表取締役社長 谷 口 徹

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://suzumo.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、
「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧下さい。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2026年6月26日(金曜日)午後5時30分まで**に議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月27日（土曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中野区中野四丁目10番2号
中野セントラルパークサウスB 1 F 「カンファレンス」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい）

3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 1.第66期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第66期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件
- 第7号議案 監査等委員会設置会社への移行に伴う業績連動型株式報酬制度の決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照下さい。

以 上

~~~~~  
◎当社は、本総会の招集にあたり、会社法及び当社定款の定めに従い、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容である情報等について電子提供措置をとっておりますが、会社法に基づく書面交付請求の有無に関わらず、従来通り、全ての株主の皆様それぞれにそれらの情報を書面にてお送りいたします。

◎事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」については、株主様にお送りいたします書面には記載しておりません。上記の各ウェブサイトに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。



# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



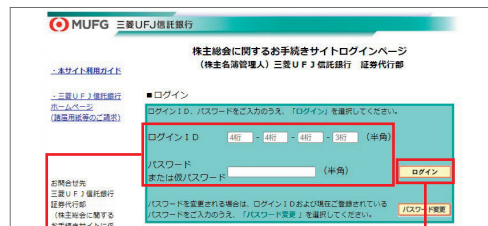
QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認下さい。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックして下さい。



「ログインID・仮パスワード」を入力


「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

 0120-173-027 (通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的に企業価値を高めると共に株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。株主還元につきましては、連結業績に基づいた総還元性向30%以上(年間)を基準とし、株主の皆様への継続的な利益還元を実施する方針といたしており、2026年3月期の期末配当につきましては、次の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式           1株につき金20円  
配当総額               227,790,960円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化を図ると共に、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

#### (2) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への利益還元を機動的に実施できるよう、剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行うことを可能とする変更案第42条を新設するものであります。

なお、この定款変更の効力発生後も、引き続き株主総会で剰余金の配当等を決議することはできます。

#### (3) 本店所在地

当社は、C R E戦略の一環として、本社機能の最適化および業務運営の効率化を図るため、本社オフィスの規模の適正化ならびに営業部門の機能集約を推進するとともに、市場環境の変化に迅速に対応し得る強固な経営体質の構築および中長期的な企業価値の向上を目的とした戦略的な拠点配置を進めてまいります。これに伴い、登記上の本店所在地を営業活動の中枢である東京事業所の所在する東京都練馬区へ変更するものであります。

#### (4) そのほか、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は、次の通りです。

なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款               | 変 更 案                 |
|-----------------------|-----------------------|
| 第1章 総 則               | 第1章 総 則               |
| 第1条～第2条 (条文省略)        | 第1条～第2条 (現行通り)        |
| (本店所在地)               | (本店所在地)               |
| 第3条 当社は、本店を東京都中野区に置く。 | 第3条 当社は、本店を東京都練馬区に置く。 |
| 第4条 (条文省略)            | 第4条 (現行通り)            |

| 現 行 定 款                                                             | 変 更 案                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株 式                                                             | 第2章 株 式                                                                                                                                      |
| 第5条～第6条 (条文省略)                                                      | 第5条～第6条 (現行通り)                                                                                                                               |
| (自己の株式の取得)                                                          | (削除)                                                                                                                                         |
| 第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。                        |                                                                                                                                              |
| 第8条～第10条 (条文省略)                                                     | 第7条～第9条 (現行通り)                                                                                                                               |
| 第3章 株主総会                                                            | 第3章 株主総会                                                                                                                                     |
| 第11条～第16条 (条文省略)                                                    | 第10条～第15条 (現行通り)                                                                                                                             |
| 第4章 取締役および取締役会                                                      | 第4章 取締役および取締役会                                                                                                                               |
| 第17条 (条文省略)                                                         | 第16条 (現行通り)                                                                                                                                  |
| (員数および選任方法)                                                         | (員数および選任方法)                                                                                                                                  |
| 第18条 当社の取締役は、10名以内とし、株主総会の決議によって選任する。<br>(新設)                       | 第17条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、6名以内とする。<br>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。<br>3. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会にてこれを選任する。                    |
| (新設)                                                                | 4. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                                                                          |
| 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 |                                                                                                                                              |
| 第19条 (条文省略)                                                         | 第18条 (現行通り)                                                                                                                                  |
| (取締役の任期)                                                            | (取締役の任期)                                                                                                                                     |
| 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>(新設)   | 第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                   | 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>                                     |
| (新設)                                                                                                   | 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始のときまでとする。</u>                                                           |
| (取締役の報酬等)<br>第21条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                             | (取締役の報酬等)<br>第20条 取締役の報酬等は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>                                                 |
| (役付取締役)<br>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、会長1名、副会長1名、社長1名、副社長、専務、常務、相談役各若干名を選定することができる。                   | (役付取締役)<br>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から、会長1名、副会長1名、社長1名、副社長、専務、常務、相談役各若干名を選定することができる。                 |
| (代表取締役)<br>第23条 取締役社長は、当会社を代表する。<br>2. 前項のほか、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定ことができ、おのの当会社を代表するものとする。            | (代表取締役)<br>第22条 取締役社長は、当会社を代表する。<br>2. 前項のほか、取締役会の決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、代表取締役若干名を選定ことができ、おのの当会社を代表するものとする。 |
| 第24条 (条文省略)                                                                                            | 第23条 (現行通り)                                                                                                                   |
| (招集手続)<br>第25条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 | (招集手続)<br>第24条 取締役会を招集するときは、各取締役に <u>対し、会日より3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>                       |
| (新設)                                                                                                   | (重要な業務執行の決定の委任)<br>第25条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>    |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>                                                                                                                                                                                   | <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることが</u>できる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>                                                                                                                                                                |
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が<u>取締役会の決議事項</u>について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>                                                                                                       | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役が<u>取締役会の決議の目的である事項</u>について提案した場合において、<u>当該提案</u>につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、<u>当該提案</u>を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                                                                               |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>                                                                                                 | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>                                                                                                       |
| <p>第29条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                        | <p>第29条 (現行通り)</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

## 現 行 定 款

### 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第31条 当社は監査役および監査役会を置く。

(員数および選任方法)

第32条 当社の監査役は、4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 当社の監査役会の招集通知は監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 前項の議事録は、その原本を本店に10年間備え置く。

## 変 更 案

### 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当社は監査等委員会を置く。

(削除)

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

2. 前項の議事録は、その原本を本店に10年間備え置く。

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>                                                                                                                                                           | <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> |
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>                                                                                                    | (削除)                                                                                       |
| <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                                   | (削除)                                                                                       |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | (削除)                                                                                       |
| 第6章 会計監査人                                                                                                                                                                                                                              | 第6章 会計監査人                                                                                  |
| <p>第41条～第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>                                                                                                                                                 | <p>第37条～第39条 (現行通り)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>   |

## 現 行 定 款

### 第7章 計 算

第45条 (条文省略)

(期末配当金)

第46条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

第48条 (条文省略)

(新設)

## 変 更 案

### 第7章 計 算

第41条 (現行通り)

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当その他の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第44条 (現行通り)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 第66回定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の責任については、当該株主総会における変更前の定款第40条の規定はなお効力を有する。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名                                   | 性別 | 現在の当社における地位 | 在任期間 | 取締役会<br>出席状況      |
|-----------|--------------------------------------|----|-------------|------|-------------------|
| 1         | 再任<br>すずき み な こ<br>鈴木美奈子             | 女性 | 代表取締役会長     | 22年  | 100%<br>(19回/19回) |
| 2         | 再任<br>たに ぐち とおる<br>谷口徹               | 男性 | 代表取締役社長執行役員 | 7年   | 100%<br>(19回/19回) |
| 3         | 再任<br>社外<br>独立<br>たか はし あき お<br>高橋昭夫 | 男性 | 社外取締役       | 7年   | 100%<br>(19回/19回) |

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号

1

すず き み な こ  
鈴木美奈子

生年月日

1961年8月30日生

再任



所有する当社株式の数

1,626,000株

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1987年10月 株式会社メイツ入社  
2003年9月 当社入社 社長室長  
2004年1月 当社社長室長兼管理本部システム統括部長  
2004年6月 当社取締役管理本部長兼システム統括部長  
2007年6月 当社常務取締役  
2016年10月 当社取締役副社長  
2017年6月 当社代表取締役社長  
2021年6月 当社代表取締役社長執行役員  
2025年4月 当社代表取締役会長（現任）  
2025年6月 株式会社力の源ホールディングス社外取締役（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

- ・合同会社アン・コーポレーション代表社員
- ・株式会社力の源ホールディングス社外取締役

#### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、当社において豊富な経験と見識を備え、代表取締役会長として強いリーダーシップを発揮し、これまでの概念にとらわれない経営改革を実行するなど、適切な役割を果たしており、当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

たに ぐち とおる  
谷口 徹

生年月日

1968年7月6日生

再任



所有する当社株式の数

34,300株

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1993年4月 大和証券株式会社入社  
2005年3月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社  
2008年9月 ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社（現UTグループ株式会社）入社  
2010年11月 株式会社パルコ入社  
2015年4月 当社入社 経営企画部長  
2019年6月 当社専務取締役  
2021年6月 当社取締役専務執行役員  
2023年4月 当社代表取締役副社長執行役員  
2024年4月 当社代表取締役副社長執行役員兼ファクトリー・ソリューション事業本部長  
2025年2月 Suzumo International Corporation代表取締役社長  
2025年4月 当社代表取締役社長執行役員  
2026年4月 当社代表取締役社長執行役員兼統括事業本部長（現任）

#### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、2019年に当社の専務取締役に就任して以降、経営の監督を適切に行うと共に、豊富な事業経験と幅広い知見に基づくリーダーシップにより、代表取締役社長として新中期経営計画を推進するなど、当社グループの継続的成長に貢献しており、今後も更なる活躍が期待されることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

たか はし  
高橋あき お  
昭夫

生年月日

1956年3月15日生

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

4,000株

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1978年4月 大和証券株式会社入社  
 2009年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式会社）専務取締役  
 2012年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役員副社長  
 2015年4月 株式会社大和インベストメント・マネジメント代表取締役社長  
 2017年7月 パイオマス・フューエル株式会社社外取締役  
 2019年6月 当社社外取締役（現任）  
 2019年12月 株式会社MTG社外取締役  
 2025年3月 小林製薬株式会社社外取締役（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

- ・小林製薬株式会社社外取締役

#### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、証券会社、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験を通じて、資本市場、財務戦略、コーポレート・ガバナンスに関する幅広い見識を有し、独立した立場から経営の監督及び助言を適切に行うと共に、当社の持続的成長と企業価値向上に貢献されております。今後も当社の経営監督機能の強化及び中長期的な企業価値向上への貢献を期待されることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
 2. 高橋昭夫氏は社外取締役候補者であります。高橋昭夫氏は東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に独立役員届出書を提出しており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。  
 3. 高橋昭夫氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年になります。  
 4. 当社と高橋昭夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。  
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、2026年6月に保険期間が満了した場合、当該保険契約を更新する予定です。  
 なお、当該保険契約の概要は、次の通りです。

填補の対象となる保険事故に関しては、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の保険会社の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である社外取締役2名を含む取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、予め監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名                                                   | 性別 | 現在の当社に<br>おける地位 | 在任<br>期間 | 取締役会<br>出席状況      | 監査役会<br>出席状況      |
|-----------|------------------------------------------------------|----|-----------------|----------|-------------------|-------------------|
| 1         | <b>新任</b><br>こうの<br>河野 淳                             | 男性 | 常勤監査役           | 4年       | 100%<br>(19回/19回) | 100%<br>(14回/14回) |
| 2         | <b>新任</b><br><b>社外</b><br><b>独立</b><br>むらい<br>村井 淳也  | 男性 | 社外監査役           | 7年       | 100%<br>(19回/19回) | 100%<br>(14回/14回) |
| 3         | <b>新任</b><br><b>社外</b><br><b>独立</b><br>やまもと<br>山本ひとみ | 女性 | —               | —        | —                 | —                 |

**新任** 新任監査等委員である取締役候補者 **社外** 監査等委員である社外取締役候補者 **独立** 独立役員候補者

(注) 当社の監査役任期は4年であり、河野淳氏は2022年6月開催の第62回定時株主総会において、村井淳也氏は2023年6月開催の第63回定時株主総会において、選任され就任しております。

候補者番号

1

こうの  
**河野**

じゅん  
**淳**

生年月日  
1962年7月20日生

新任



所有する当社株式の数  
592株

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

2010年3月 当社入社東京工場長付部長  
2010年7月 当社東京工場技術部長  
2012年4月 当社東京工場技術管理部長  
2015年10月 当社商品部長  
2019年7月 当社監査室長  
2022年6月 当社常勤監査役（現任）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、2022年より常勤監査役として当社の経営全般に対する適切な監査・監督を通じて、当社のガバナンスの向上に貢献されております。特に、リスク管理及び内部統制に関する見識は当社にとって重要であり、監査等委員会設置会社への移行後においても、その見識と専門性を活かし、監督機能の更なる強化への貢献が期待されることから、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号

2

むらい  
**村井**

じゅんや  
**淳也**

生年月日  
1971年7月9日生

新任 社外 独立



所有する当社株式の数  
0株

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1999年4月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所  
2010年8月 弁護士登録  
2010年10月 公認会計士登録  
2019年3月 村井法律会計事務所代表（現任）  
2019年6月 当社社外監査役（現任）

■ 重要な兼職の状況

・村井法律会計事務所代表

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、2019年より社外監査役として当社の経営全般に対する適切な監査・監督を通じて、当社のガバナンスの向上に貢献されております。特に、弁護士及び公認会計士としての見識は当社にとって必要不可欠であると共に、監査等委員会設置会社への移行後においても、その見識と専門性を活かし、監督機能の更なる強化への貢献が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



所有する当社株式の数

100株

#### ■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 全日本空輸株式会社入社
- 2015年 4月 同社執行役員客室センター長
- 2019年 4月 同社取締役常務執行役員
- 2021年 4月 株式会社ANA総合研究所取締役副社長
- 2022年 6月 九州旅客鉄道株式会社社外取締役（現任）
- 2022年 6月 西日本高速道路株式会社社外監査役（現任）
- 2025年 4月 株式会社ANA総合研究所顧問（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

- ・九州旅客鉄道株式会社社外取締役
- ・西日本高速道路株式会社社外監査役
- ・株式会社ANA総合研究所顧問

#### ■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、航空運輸事業の経営に長年携わってきた豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、日本経済団体連合会生活サービス委員会企画部会部会長を務めており、産業政策や経済動向に関する幅広い見識を有しております。これらの知識及び見識を活かし、当社経営の監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上に貢献いただけるものと期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村井淳也氏及び山本ひとみ氏は、社外取締役候補者であります。村井淳也氏は東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に独立役員届出書を提出しており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、山本ひとみ氏が原案通り選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
3. 当社は、河野淳氏及び村井淳也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。本議案が承認され、両氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、当社は、山本ひとみ氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、2026年6月に保険期間が満了した場合、当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

なお、当該保険契約の概要は、次の通りです。

填補の対象となる保険事故に関しては、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の保険会社の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

**第5号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠決定の件**

当社取締役の金銭報酬の額は、2003年6月27日開催の第43回定時株主総会において年額2億5,000万円以内として決議いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、今後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の増員や経営体制の強化も考慮して、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を年額2億3,000万円以内（うち社外取締役分は3,000万円以内）と設定させていただきたいと存じます。

なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、業務執行の監督における主導的な役割を期待し、独立性を確保する観点から金銭報酬は基本報酬のみといたします。

本議案は、当社の事業規模、報酬体系やその他支給水準等を総合的に勘案し、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。また、本議案の内容は、事業報告に記載しております取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針とも整合しているものと判断しております。

現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬枠決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬枠を年額5,000万円以内と設定させていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の水準等を勘案の上、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案

# 監査等委員会設置会社への移行に伴う業績連動型株式報酬制度の決定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2025年6月21日開催の第65回定時株主総会において承認された業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「本制度」といいます。）を導入しておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、本制度の継続及び一部改定について、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠決定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本制度は、取締役及び委任型執行役員報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的とするものです。本議案の内容は、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定したものであり、当社の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるという制度趣旨に照らし、相当な内容であると判断しております。また、本議案の内容は、事業報告に記載しております取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針とも整合しているものと判断しております。本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」をご承認いただきますと、本株主総会終結の時において1名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

### 2. 本制度の改定の概要

#### (1) 本制度の改定内容

本制度の改定は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、対象者を変更するものであり、実質的な内容については改定前の内容を維持いたします。改定後の本制度の内容は以下のとおりです。

#### (2) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任

までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(3) 本制度の対象者

取締役（代表取締役会長、社外取締役及び監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）及び委任型執行役員（ただし、海外居住者は除きます。）

(4) 信託金額

当社は、本制度に基づく給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次のとおり拠出し、本信託を設定しております。本信託は、下記（5）のとおり、当社が2025年8月25日までに拠出した金銭及び当社が今後必要に応じて拠出する金銭を原資として、当社株式を取得します。当社は、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する経営計画で数値目標を設定した各期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）に対応する必要資金としての金銭を拠出しており、当社は、今後、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出した金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり61,000ポイントであるため、当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は183,000株となります。

(6) 取締役等に給付される当社株式の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、61,000ポイント（うち、取締役分として40,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数400個の発行済株式総数に係る議決権数129,600個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.31%です。

下記（7）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時までには当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

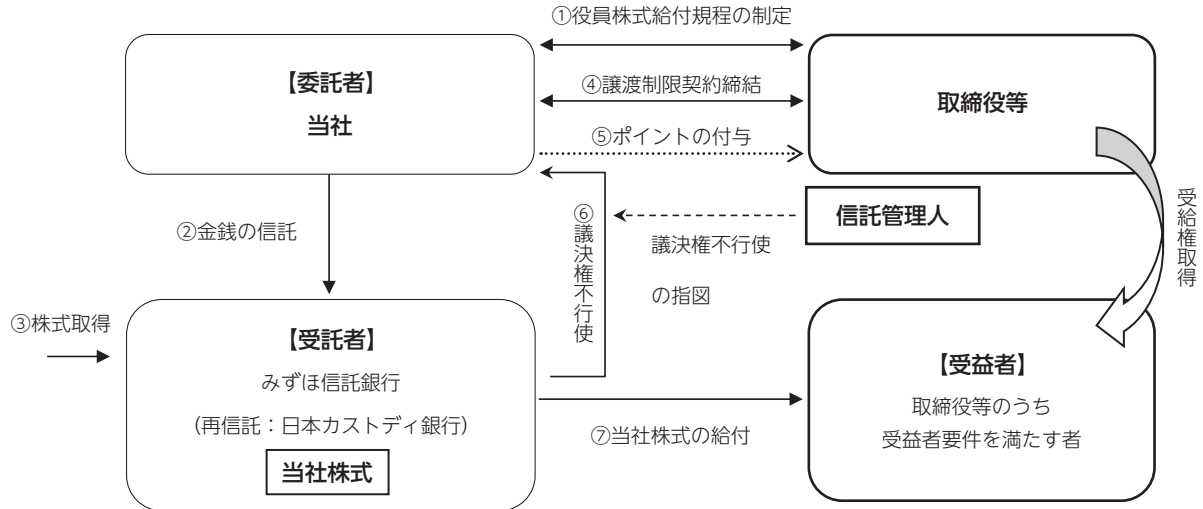
(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了



なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。  
また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

### <本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上

## 1 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

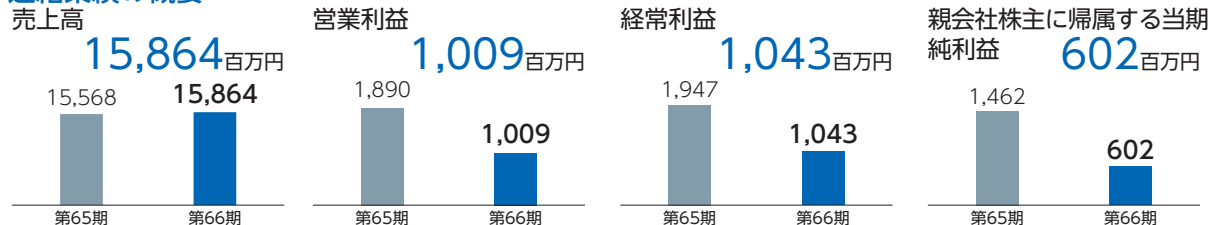
当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇の継続により消費者マインドに弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の高まりなどによって、景気は緩やかな回復基調にあります。一方で、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクの高まり、中国経済の先行き懸念、中東地域を巡る情勢不安など依然として先行き不透明な状況が続いております。

国内は、当社の主要顧客の外食・小売業において、インバウンド需要の堅調な推移や人手不足を背景とした省人化ニーズは継続しているものの、原材料やエネルギー価格、人件費の高騰による厳しい事業環境が継続しているほか、前第4四半期会計期間からのコメの価格高騰による事業者の設備投資計画の延期等への影響もあり、製品需要は軟調に推移いたしました。製品・業態別では、寿司ロボットはスーパーマーケットにおける増設需要の落ち着いた動き、寿司業態では大手回転寿司チェーンを中心に入替需要の一服感もあり、売上高は減少しました。また、ご飯盛付けロボット (Fuwarica) は、大手ホテルチェーン店やスーパーマーケットへの導入が進む等、新規開拓は進捗しているものの、レストラン・食堂業態における大手チェーン店の入替需要が一巡した影響もあり、売上高は減少しました。その結果、国内売上高は前連結会計年度を下回りました。

海外は、米国の通商政策の動向や中東地域での地政学リスクなど先行き不透明な状況は継続しているものの、外食・小売業における日系企業の海外進出の増加、人手不足の深刻化や人件費の高騰による省人化、日本食の普及拡大の動きは継続しております。地域別では、北米は、日本食の普及や日系企業の進出、機械化や省人化の動きは引き続き高い水準で推移しており、前連結会計年度後半より導入が開始された大手スーパーマーケットチェーンでの店内調理向けの寿司ロボットは当初の想定より効果は限定的であったものの、おにぎり市場の拡大に伴う大手テイクアウトチェーン向けのおにぎり成型機の導入が寄与した結果、北米の売上高は増加しました。一方、欧州は、前々連結会計年度より取り組んでいる現地事業者への需要の掘り起こしや販売店支援活動等の効果により製品需要の回復が進んでおり、売上高は概ね横這いで推移しました。また、東アジアは、中国景気の低迷を背景に事業者の設備投資計画の延期等への影響はあるものの、日系の大手回転寿司チェーンによる進出が増加したことにより製品需要は伸長し、売上高が増加いたしました。その結果、海外売上高は前連結会計年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、158億64百万円（前連結会計年度比1.9%増）と前連結会計年度を上回る結果となりました。国内・海外別の売上高の内訳は、国内売上高が100億33百万円（同5.4%減）、海外売上高が58億31百万円（同17.5%増）となりました。

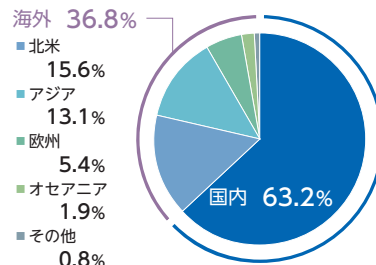
### 連結業績の概要



## 当連結会計年度の国内海外別売上高

|    | 前連結会計年度<br>(自 2024年4月1日<br>至 2025年3月31日) | 当連結会計年度<br>(自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日) | 増減額  | 増減率  |
|----|------------------------------------------|------------------------------------------|------|------|
|    | 百万円                                      | 百万円                                      | 百万円  | %    |
| 国内 | 10,605                                   | 10,033                                   | △572 | △5.4 |
| 海外 | 4,962                                    | 5,831                                    | 868  | 17.5 |
| 合計 | 15,568                                   | 15,864                                   | 296  | 1.9  |

## 地域別売上高構成比



利益面につきましては、売上高は増加したものの、新工場の稼働開始に向けた人員増強に伴う製造労務費の増加及び新工場の減価償却開始に伴う経費等固定費の増加により、売上総利益は75億90百万円（同3.5%減）と前連結会計年度を下回りました。営業利益は、売上総利益の減少に加え、事業拡大に伴う人員増強やインフレ対応に伴うベースアップのほか、人材の成長促進や組織の活性化を目的とした人事制度の改定による人件費、事業基盤構築に向けた外部委託費、販売促進の強化に向けた展示会費等の増加、また、2025年8月8日に公表しました資本業務提携解消に伴う弁護士費用及び自己株式取得手数料等想定外のコストが発生したことにより販売費及び一般管理費が増加し、10億9百万円（同46.6%減）と前連結会計年度を下回りました。経常利益は、10億43百万円（同46.4%減）と前連結会計年度を下回りました。

また、移転価格税制に基づく行政指導を受けた結果、加算税及び延滞税を含めた追徴税額等を過年度法人税等に計上した影響により、親会社株主に帰属する当期純利益は、6億2百万円（同58.8%減）と前連結会計年度を下回りました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額2,190百万円（ソフトウェア仮勘定を含む。）であります。その主なものは、新工場（鶴ヶ島テックプラント）の建設費用1,546百万円、新生産管理システム（ソフトウェア仮勘定）開発に関する投資209百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己株式取得の為、金融機関より長期借入金36億円を調達いたしました。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                      | 期 別 | 第63期<br>(2023年3月期) | 第64期<br>(2024年3月期) | 第65期<br>(2025年3月期) | 第66期<br>(2026年3月期) |
|--------------------------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 高 (千円)               |     | 13,456,190         | 14,514,840         | 15,568,092         | 15,864,553         |
| 経 常 利 益 (千円)             |     | 1,139,611          | 1,498,256          | 1,947,602          | 1,043,824          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円) |     | 825,917            | 1,140,819          | 1,462,998          | 602,992            |
| 1株当たり当期純利益               |     | 63円93銭             | 88円23銭             | 113円09銭            | 50円91銭             |
| 総 資 産 (千円)               |     | 17,033,012         | 18,201,806         | 19,471,890         | 19,101,446         |
| 純 資 産 (千円)               |     | 13,716,179         | 14,580,807         | 15,969,038         | 12,956,824         |

(注) 当社は、2022年8月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第63期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

## (5) 中長期的な会社の経営戦略と事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、グローバル競争の激化や社会・市場構造の変化により、不確実性が一層高まっております。このような環境下において、当社は2026年3月期を初年度とする3カ年の中期経営計画「Next 2028」を策定し、「真のグローバル企業体制の構築」「付加価値創造型企業への進化」「サステナブルな成長を実現する企業基盤の構築」の3点を基本方針として、以下の施策に取り組んでまいります。

## ① 成長戦略

## ・海外戦略

寿司、おむすびなどの日本食は世界レベルで認知度が高まっており、日本食レストランも拡大し続けております。また、日系企業の海外進出についても、アジア圏に加えて今後は北米や欧州への進出が加速していき、本格的な市場拡大が見込まれます。そうした市場拡大に対応した事業基盤を構築し、北米を中心とした海外事業の成長を図ります。

## 重点取り組み

- グローバル大手スーパーマーケット・外食への拡販
- 販売店体制の強化・見直し
- 海外進出を志向する日系企業のサポートの強化
- 海外ブランディングの推進
- 大型米飯加工機械の強化

## ・国内戦略

当社が市場シェアの約80%を占める寿司ロボットのマーケットは、成熟期を迎えております。このマーケットに続き未導入の業態や店舗が多く存在するご飯盛付けロボットFuwaricaのマーケット拡大を推進します。また、顧客の事業課題解決を推進するために、米飯加工機械以外の提案製品やサービスラインナップを拡充し、案件あたりの付加価値提供面積を拡大してまいります。

## 重点取り組み

- ご飯盛付けロボットFuwaricaの市場拡大
- 米飯加工機械以外の提案製品やサービスラインナップを拡大し、顧客の事業課題解決を推進

## ・開発戦略

「単体製品の高付加価値化」「製品連携による高付加価値化」「システムの活用」の3つのテーマを柱に、国内外の外部企業と連携し、高度化する省人省力化・店舗拡大の課題に対応した開発を強化します。

## ・生産戦略

主力の小型機をメインに生産する新工場において、今までの「セル生産方式×製番方式」から「ライン生産方式×MRP方式」へと変更することで、旺盛な需要に対応するための生産能力の向上と生産性の改善に伴う原価低減に取り組んでまいります。

## ② 資本・財務戦略

事業を成長させるための新製品・新事業投資、設備投資、無形資産投資を積極的に推進し、企業価値の最大化を図ります。

|           |                                                                          |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|
| 新製品・新事業投資 | ● 外部との共創を積極的に進めるM&A、アライアンス等の投資                                           |
| 設備投資      | ● 新製品開発に伴う金型投資<br>● 売上規模拡大に伴う生産および販売能力の拡張への投資<br>● 生産性の向上を進めるためのITシステム投資 |
| 無形資産投資    | ● 事業競争力を向上させる人材、ブランド、研究開発、知的財産への投資                                       |

増配および総還元性向（配当金・自己株式取得）30%以上を基本方針とし、中間配当と期末配当の年2回の株主還元を行い、機関投資家および個人投資家向けIRの積極的な推進と国内外への情報開示を強化してまいります。

|           |                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主還元      | ● 増配<br>● 総還元性向（配当金・自己株式取得） 30%以上<br>● 配当回数 年2回（中間配当及び期末配当）                            |
| 資本市場との対話  | ● 機関投資家および個人投資家IRの積極的推進<br>● 情報開示の強化                                                   |
| 株式インセンティブ | ● 全グループ従業員（国内）を対象とした「株式給付信託（J-ESOP）」の導入<br>● 当社役員を対象とした「業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT-RS）」の導入 |

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 子会社の状況

| 会社名                                    | 所在地            | 資本金          | 出資比率 | 主要な事業内容              |
|----------------------------------------|----------------|--------------|------|----------------------|
| 株式会社セハージャパン                            | 東京都千代田区        | 百万円<br>30    | 100% | アルコール系洗浄剤・除菌剤の製造及び販売 |
| Suzumo International Corporation       | 米国<br>カリフォルニア州 | 千US\$<br>475 | 100% | 当社製品の販売              |
| Suzumo Singapore Corporation Pte. Ltd. | シンガポール<br>タゴール | 千S\$<br>500  | 85%  | 当社製品の販売              |

(注) 当社は、株式会社日本システムプロジェクトに対して有する債権の一部を放棄した後に、2025年9月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により同社の権利義務を承継いたしました。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、寿司ロボット、ご飯盛付けロボット及びアルコール製剤等の製造及び販売、POSシステムやセルフオーダーシステムの開発及び販売を行っております。

## (8) 主要な営業所及び工場

### 当社

|            |         |        |         |
|------------|---------|--------|---------|
| 本社         | 東京都中野区  | 仙台営業所  | 宮城県仙台市  |
| 東京事業所      | 東京都練馬区  | 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 |
| 川島テックプラント  | 埼玉県比企郡  | 大阪営業所  | 大阪府箕面市  |
| 鶴ヶ島テックプラント | 埼玉県鶴ヶ島市 | 広島営業所  | 広島県広島市  |
| 和光サービスセンター | 埼玉県和光市  | 九州営業所  | 福岡県福岡市  |

## (9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 526名 | 32名増   |

(注) 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

## (10) 主要な借入先

| 借入先        | 借入金残高    |
|------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 2,333百万円 |
| 株式会社あおぞら銀行 | 468百万円   |

## (11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、外食・小売業界における人手不足や人件費高騰を背景とした省人化・機械化需要の拡大に対応するため、新工場「鶴ヶ島テックプラント」を設立し、2026年3月17日より稼働を開始いたしました。本工場の稼働により、生産キャパシティの拡大及び生産性の向上を図ると共に、将来の需要拡大に備えてまいります。

## 2 会社の株式に関する事項

|              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 32,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 12,960,000株 |
| (3) 株主数      | 9,433名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株主名                                             | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------------------------------|------------|--------|
| 鈴木 美奈子                                          | 1,626,000株 | 14.28% |
| 鈴木 映子                                           | 1,626,000株 | 14.28% |
| 合同会社アン・コーポレーション                                 | 1,237,480株 | 10.87% |
| 鈴茂器工取引先持株会                                      | 651,980株   | 5.72%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                         | 397,500株   | 3.49%  |
| 立花証券株式会社                                        | 269,100株   | 2.36%  |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 245,600株   | 2.16%  |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）                             | 231,900株   | 2.04%  |
| 岩本 庄司                                           | 205,000株   | 1.80%  |
| 鈴茂器工グループ従業員持株会                                  | 153,240株   | 1.35%  |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（1,570,452株）を控除して計算しております。  
2. 自己株式には、「株式給付信託（BBT-RS及びJ-ESOP）」制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式231,900株は含まれておりません。

## (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

|               | 株式の種類及び数     | 交付された者の人数 |
|---------------|--------------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 当社普通株15,800株 | 2名        |

- (注) 1. 当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間内及び当社による無償取得事由等の定め  
に服する当社普通株式（譲渡制限付株式）です。  
2. 上記の株式の数は、2025年7月時点のものです。

## (6) その他株式に関する重要な事項

### ①自己株式の取得の実施について

当社は、2025年8月8日開催の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行いました。

- ・取得した株式の種類 普通株式
- ・取得した株式の総数 1,797,500株
- ・株式の取得価額 3,228,310,000円（1株につき1,796円）
- ・取得日 2025年8月12日

## ②株式給付信託（J-ESOP）の導入について

当社は2025年5月13日開催の取締役会において、株価・業績と従業員の処遇の連動性を高め、意欲向上を図ることを目的に、一定の要件を満たす当社およびグループ会社（以下、当社と併せて「対象会社」といいます）の従業員（以下、「従業員」といいます）を対象とした「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます）の導入を決議し、同年8月25日に信託契約を締結いたしました。

### ・ J-ESOP導入の目的

当社は、従業員の処遇を株価や業績と連動させ、自社株式等の給付を通じて株主と経済的価値を共有することで、企業価値向上への意識と意欲を高めます。これにより、中長期的成長を支える挑戦的な組織風土の醸成を目指します。

### ・ J-ESOPの概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考とした信託型の制度であり、株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、業績等に応じて付与されるポイント数に応じた当社株式またはその時価相当額の金銭をあらかじめ取得・管理された信託財産から給付する仕組みです。

### ・ 信託契約の内容

- (1) 名称：株式給付信託（J-ESOP）
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
- (4) 受益者：対象者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人：当社の対象者から選定
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 信託の目的：株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日：2025年8月25日
- (9) 金銭を信託する日：2025年8月25日
- (10) 信託の期間：2025年8月25日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役

2026年3月31日現在

| 地 位   | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                           |
|-------|---------|--------------------------------------------------------|
| 代表取締役 | 鈴木 美奈子  | 代表取締役会長<br>合同会社アン・コーポレーション代表社員<br>株式会社力の源ホールディングス社外取締役 |
| 代表取締役 | 谷 口 徹   | 代表取締役社長執行役員                                            |
| 取締役   | 越 野 純 子 | 取締役常務執行役員兼コーポレート本部長<br>株式会社理経社外取締役<br>関東電化工業株式会社社外取締役  |
| 取締役   | 高 橋 正 己 | 株式会社ロイヤルメディカルクラブ代表取締役社長<br>株式会社エコス顧問                   |
| 取締役   | 高 橋 昭 夫 | バイオマス・フューエル株式会社社外取締役<br>小林製薬株式会社社外取締役                  |
| 常勤監査役 | 河 野 淳   |                                                        |
| 監査役   | 村 井 淳 也 | 村井法律会計事務所代表 弁護士、公認会計士                                  |
| 監査役   | 中 島 敬 方 | 学校法人ミスパリア学園ビューティ&ウェルネス専門職<br>大学教授                      |

- (注) 1. 2025年6月21日開催の第65回定時株主総会をもって、橋本泰氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 2025年6月21日開催の第65回定時株主総会において、笹川利哉氏が社外取締役に、新たに選任され就任いたしました。2025年8月12日に辞任いたしました。なお、同氏の兼職先であるMizuho Gulf Capital Partners Ltd と当社の間には資本業務提携関係が存在しておりましたが、当該関係を除き、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役高橋正己氏及び高橋昭夫氏は、社外取締役であります。また、高橋正己氏及び高橋昭夫氏は東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
4. 監査役村井淳也氏及び中島敬方氏は、社外監査役であります。また、村井淳也氏及び中島敬方氏は東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
5. 監査役村井淳也氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法律、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 重要な兼職先である法人等と当社との関係
- ①取締役高橋正己氏の兼職先である株式会社ロイヤルメディカルクラブ及び株式会社エコスと当社との間には特別の関係はありません。
- ②取締役高橋昭夫氏の兼職先であるバイオマス・フューエル株式会社及び小林製薬株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

- ③監査役村井淳也氏の兼職先である村井法律会計事務所と当社の間には特別の関係はありません。  
 ④監査役中島敬方氏の兼職先である学校法人ミスパリア学園ビューティ&ウェルネス専門職大学と当社の間には特別の関係はありません。

7. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の変更は以下の通りであります。

2026年4月1日現在

| 氏名    | 変更後                                   | 変更前                                                   |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 谷口 徹  | 代表取締役社長執行役員兼統括事業本部長                   | 代表取締役社長執行役員                                           |
| 越野 純子 | 取締役<br>株式会社理経社外取締役<br>関東電化工業株式会社社外取締役 | 取締役常務執行役員兼コーポレート本部長<br>株式会社理経社外取締役<br>関東電化工業株式会社社外取締役 |

## (2) 当事業年度中の取締役及び監査役の変動

上記(1)(注)1、(注)2記載の通りであります。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役・執行役員、当社の国内子会社の取締役・監査役・執行役員、当社の海外子会社の取締役・監査役・執行役員のうち、当社又は当社国内子会社に籍をおく者、及び当社又は当社国内子会社の役員と当社海外子会社の役員を兼務している者が対象となります。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分       | 支給人数 | 報酬等の種類別の額 |        | 計    |         |
|-----------|------|-----------|--------|------|---------|
|           |      | 基本報酬      | 業績連動報酬 |      |         |
|           |      |           | 金銭報酬   |      | 株式報酬    |
| 取締役       | 7名   | 139百万円    | 11百万円  | 2百万円 | 152百万円  |
| (うち社外取締役) | (4名) | (19百万円)   | (—)    | (—)  | (19百万円) |
| 監査役       | 3名   | 19百万円     | —      | —    | 19百万円   |
| (うち社外監査役) | (2名) | (9百万円)    | (—)    | (—)  | (9百万円)  |

- (注) 1. 当事業年度中に退任した社外取締役2名を含んでおります。  
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 上記業績連動報酬（金銭報酬）の内容は、3.(7)取締役の個人別の報酬等に関する決定方針の④に記載の通りです。なお、上記業績連動報酬（金銭報酬）の算定に用いた業績指標の実績は、当連結会計年度の当社グループの売上高15,864百万円、営業利益1,009百万円、営業利益率6.4%、ROE4.2%であります。  
 4. 上記業績連動報酬（株式報酬）の内容は、3.(7)取締役の個人別の報酬等に関する決定方針の⑤に記載の通りです。  
 5. 当社は、本定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行する予定であり、定款変更議案及び取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬枠設定議案を付議する予定です。そのため、同定時株主総会終結の時をもって監査役は退任し、監査等委員である取締役を置く体制へ移行する予定です。

## (6) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2003年6月27日開催の第43回定時株主総会において年額2億5,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）です。また、これとは別枠として、2025年6月21日開催の第65回定時株主総会において、代表取締役会長及び社外取締役を除く取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」を導入しており、取締役及び委任型執行役員に付与される1事業年度当たりの合計ポイント数の上限は、61,000ポイント（うち取締役分は40,000ポイント）とし、当該ポイントは当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されることが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（代表取締役会長及び社外取締役を除く）の員数は2名です。なお、「株式給付信託（BBT-RS）」が導入されたことにより、譲渡制限付株式の報酬枠を廃止し、以降同制度による新たな譲渡制限付株式の割当は行っておりません。

当社監査役の金銭報酬の額は、2000年6月28日開催の第40回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。なお、監査等委員会設置会社へ移行する予定ですが、本事業年度に記載している監査役の報酬等の額は、移行前の監査役会設置会社としての期間に係るものとなります。

## (7) 取締役の個人別の報酬等に関する決定方針

### ①取締役の個人別の報酬等に関する決定方針の決定の方法

2021年2月10日開催の取締役会決議により決定し、その後、2021年6月29日、2022年3月23日、2023年5月19日及び2025年5月20日の取締役会決議により一部変更しております。

### ②基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬（株式報酬）により構成するものとし、業績連動報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬（株式報酬）は、各事業年度の業績指標の評価を反映するものとする。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成するものとする。

### ③基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### ④業績連動報酬（金銭報酬）に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬（金銭報酬）の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬（金銭報酬）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の業績指標の評価を反映したものである。各事業年度の業績指標には、1次評価指数として営業利益及びROE（いずれも連結決算ベースの目標値に対する達成度合い）、並びに2次評価指数として当社国内売上高のうち自社製品以外の売上高が占める比率の増加幅及び連結売上高のうち海外売上高が占める比率の増加幅（以下本号及び次号において「業績達成度合い」という）を用いるものとし、業績達成度合いに応じて算出された額を業績連動報酬（金銭報酬）として毎年、一定の時期に支給する。なお、目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

⑤業績連動報酬（株式報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬（株式報酬）は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（代表取締役会長及び社外取締役を除く。以下、同じ）に対し、株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock））を用いた株式報酬として、原則、毎年一定の時期に付与する。また、当該株式給付信託の決定については、以下の条件に従うものとする。

ア 本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下「本信託」という）を通じて取得され、役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて取締役に対して給付される制度である。

イ 取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度合い等を勘案して定まる数のポイントが付与される。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、40,000ポイントを上限とする。取締役に付与されるポイントは、当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算される。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数並びに換算比率について合理的な調整を行う。

ウ 所定の受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として、受益者確定時までに当該取締役に付与されたポイント数（以下「確定ポイント数」という）に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受ける。なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で当該株式に係る譲渡制限契約を締結する。当該譲渡制限契約において、取締役が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において当該譲渡制限を解除することとする。ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない。

⑥基本報酬の額、業績連動報酬（金銭報酬）の額又は業績連動報酬（株式報酬）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬の割合については、取締役のインセンティブが適切に機能するように、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の種類ごとの比率は役位によって異なるが、役位が上位であるほど基本報酬の比率は低下し、中期経営計画に定める目標値を達成した場合の報酬等の種類ごとの比率の目安は、概ね以下の通りとなる。

代表取締役会長

基本報酬：業績連動報酬（金銭報酬）：業績連動報酬（株式報酬）  
= 50:50:0

代表取締役社長執行役員

基本報酬：業績連動報酬（金銭報酬）：業績連動報酬（株式報酬）  
= 48:26:26

取締役常務執行役員

基本報酬：業績連動報酬（金銭報酬）：業績連動報酬（株式報酬）  
= 56:22:22

⑦取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、代表取締役がその具体的内容の決定について取締役会より委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬（株式報酬）の額（業績連動報酬（株式報酬）に関しては付与ポイント数）に係る決定とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定しなければならないものとする。

⑧当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会からの委任を受けた代表取締役の鈴木美奈子が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、当該権限を取締役会が委任した理由は、業務全般を把握している代表取締役に委任することが合理的であると考えられるからであります。

代表取締役は、上記取締役の個人別の報酬等の決定方針に基づいて、取締役の役位、職責、在任年数、当社の実績、従業員給与の水準を踏まえて当該事業年度に係る取締役の個人別報酬額を決定しており、取締役会は、当該決定内容は取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

## (8) 社外役員に関する事項

①社外取締役の当事業年度における主な活動状況

ア 取締役会への出席状況については、当事業年度開催の取締役会全19回のうち、取締役高橋正己氏及び取締役高橋昭夫氏は全回出席し、取締役笹川利哉氏は3回出席となっております。

イ 取締役会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要については、高橋正己氏は、金融・物流・建設・流通・医療等の幅広い分野における経営経験等を活かし、取締役会をはじめ適宜、必要な助言・提言を行いました。高橋昭夫氏は、証券会社、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験等を活かし、取締役会をはじめ適宜、必要な助言・提言を行いました。また、笹川利哉氏は、金融機関、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験等を活かし、取締役会をはじめ適宜、必要な助言・提言を行いました。

②社外監査役の当事業年度における主な活動状況

ア 取締役会への出席状況については、当事業年度開催の取締役会全19回のうち、監査役村井淳也氏は全回出席し、監査役中島敬方氏は17回出席となっております。また、監査役会の出席状況については、当事業年度開催の監査役会全14回のうち、監査役村井淳也氏は全回出席し、監査役中島敬方氏は12回出席となっております。

イ 取締役会及び監査役会における発言状況については、業務監査等の観点からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 24百万円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 子会社の監査の状況

当社子会社のSuzumo International Corporationは、Hotta Liesenberg Saito LLPの監査を受けております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人としての適格性、独立性、信頼性が確保できないと認められる場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」は、次の通りであります。

- ① 当社及び当社企業グループ会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、継続的な発展を追求し『食の「おいしい」や「温かい」を世界の人々へ』をビジョンとして掲げ、社是（誠実、情熱、創造）に則った行動規範を社訓として制定し、当社代表取締役がその精神を全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点としている。

当社グループの取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、それぞれの立場で自らの問題としてとらえ業務運営にあたっている。統括的な組織としては、当社社長直轄の監査室が法令・定款に適合しているかを内部監査を行うことにより確認すると共に、重要な事項については、顧問弁護士や会計監査人に指導・助言を得て取り組めるような専管組織として位置付けられている。

当社グループは、反社会的勢力との関係については、これを一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることにしている。

また、当社は当社グループの取締役及び使用人等がコンプライアンス上、疑義ある行為があったとの情報があれば、顧問弁護士による通報窓口を通じ、コンプライアンス委員会が適正な対応をとることにしている。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理することとしている。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは「情報セキュリティー」や「品質リスク」を未然に防ぐと共に軽減する危機管理組織を設置している。情報セキュリティーについては管理部門が情報セキュリティーポリシーに基づいて情報の収集と取扱いの管理を徹底している。また、生産部門においては、ISO9001の品質マネジメントシステムを中心として適正な品質と品質の改善ができる品質保証体制の更なる充実と従業員の環境・安全に取り組んでいく組織として「安全衛生委員会」が設けてある。

不測事態が発生した場合には、社長指揮下の「緊急対策本部」を設けて情報収集と社内外への情報開示を行うと共に、原因の究明と再発防止策に努めることとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役及び監査役の役員構成であり、それぞれ高い見識、専門知識、経験をもって職務遂行に努めている。定例の取締役会は毎月1回開催し重要な事項の決定並びに取締役の業務執行報告を実施している。また、適宜必要かつ重要な事項については臨時の取締役会を開催している。また、取締役会には全ての監査役が出席し業務監査機能の強化を図っている。

業務の運営については、将来の事業環境の変化を踏まえ中期経営計画及び各年度予算計画を立案し、具体的な施策を実施している。

なお、組織的には「経営会議」、「営業会議」、「開発会議」などを通して業務の効率的推進を図っている。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの内部統制に関する担当部署として監査室が位置付けされている。経営については、グループ会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を適宜に行うこととしている。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役業務補助のための監査役スタッフを置くこととする。なお、補助すべき期間は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとし、監査役に当該報告を行った者が報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないこととする。また、監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書や業務遂行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行うなど連携を図っている。

また、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制の整備を行うこととしている。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、継続的な発展を追求し『食の「おいしい」や「温かい」を世界の人々へ』をビジョンとして掲げ、社是（誠実、情熱、創造）に則った行動規範を社訓として制定し、当社代表取締役がその精神を全使用人に対して各種会議や朝礼等を通じて伝達することにより、法令並びに社会倫理を遵守するための取り組みを継続的に行っております。それに伴い、法令・定款を遵守し統制のとれた行動ができているかを内部監査により確認し、適切な業務運営にあっております。

また、当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断について、「反社会的勢力対応規程」により、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めると共に、基本契約書への反社会的勢力排除条項の記載、警察や弁護士等の外部専門機関との緊密な連携等、関係を遮断する体制を構築しております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に保存・管理しております。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける「情報セキュリティー」については、管理部門が情報セキュリティーポリシーに基づいて情報の収集と取扱いの管理を徹底しております。「品質リスク」については、生産部門がISO9001の品質マネジメントシステムを中心として、品質保証体制の更なる充実に取り組んでおります。また、毎月開催の安全衛生委員会において、従業員の環境・安全に関する取り組みを実施しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社外取締役2名を含む取締役5名は、取締役会規則に基づき、原則月1回開催（当事業年度は19回開催）される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、業務執行の決定、各取締役の業務執行報告を行っております。

業務の運営については、毎月開催の経営会議、開発会議、営業会議などを通して効率的推進を図っております。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社は、グループ会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を適宜に行うことにより、子会社の経営管理を実施しております。経営企画部主催により、毎月開催している経営報告会等において、子会社役員から月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等について報告を受け、情報の共有化を図ると共に重要案件の協議を行っております。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社では、当期において監査役から監査役スタッフを置く必要があるとの申し出は受けておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
社外監査役2名を含む監査役3名は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、経営会議、営業会議その他の重要な会議への出席、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧を通じて、当社グループの経営状況を監視しております。更には、会計監査人等との間で定期的に情報交換等を行い、取締役及び使用人等から定期的な報告を受け、内部統制システムの構築及び運用状況の確認をしております。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制システムを整備・運用しております。年1回の内部監査を実施することで内部統制の有効性及び適正性の評価・検証を行い、その結果について担当役員及び代表取締役に報告の上、内部統制報告書を提出しております。

以上

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	当期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2025年3月31日現在)	科目	当期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	8,757,033	10,841,277	流動負債	3,065,596	2,007,907
現金及び預金	2,973,241	5,597,109	買掛金	578,393	504,535
受取手形及び売掛金	1,713,065	1,537,216	1年内返済予定の長期借入金	1,197,996	50,968
電子記録債権	542,201	501,823	未払金	268,889	317,222
棚卸資産	2,981,522	2,819,411	未払費用	161,020	111,077
その他	547,082	385,716	未払法人税等	57,012	377,075
貸倒引当金	△80	－	未払消費税等	17,914	29,564
固定資産	10,344,413	8,630,612	賞与引当金	360,441	240,603
有形固定資産	8,609,384	7,028,002	役員株式給付引当金	22,591	－
建物及び構築物	4,438,614	1,907,135	資産除去債務	60,000	－
機械装置及び運搬具	158,696	80,512	その他	341,335	376,859
工具器具備品	429,033	354,921	固定負債	3,079,025	1,494,943
土地	3,522,922	3,522,922	長期借入金	1,603,340	102,892
建設仮勘定	11,606	1,094,977	役員退職慰労引当金	5,400	4,560
その他	48,510	67,533	従業員株式給付引当金	22,593	－
無形固定資産	653,532	518,477	退職給付に係る負債	1,139,704	1,119,801
ソフトウェア	373,672	473,480	資産除去債務	103,116	151,645
その他	279,860	44,997	繰延税金負債	－	463
投資その他の資産	1,081,495	1,084,132	その他	204,870	115,581
投資有価証券	51,826	47,229	負債合計	6,144,621	3,502,851
関係会社株式	25,954	－	(純資産の部)		
繰延税金資産	720,509	760,210	株主資本	12,409,747	15,423,560
その他	290,885	284,371	資本金	1,154,418	1,154,418
貸倒引当金	△7,680	△7,680	資本剰余金	1,036,768	1,013,545
資産合計	19,101,446	19,471,890	利益剰余金	13,451,489	13,265,188
			自己株式	△3,232,928	△9,592
			その他の包括利益累計額	507,982	505,602
			為替換算調整勘定	460,509	461,003
			退職給付に係る調整累計額	47,473	44,599
			非支配株主持分	39,094	39,875
			純資産合計	12,956,824	15,969,038
			負債・純資産合計	19,101,446	19,471,890

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
	(2025年 4月 1日から 2026年 3月31日まで)	(2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで)
売上高	15,864,553	15,568,092
売上原価	8,273,957	7,703,970
売上総利益	7,590,596	7,864,122
販売費及び一般管理費	6,581,148	5,974,012
営業利益	1,009,448	1,890,109
営業外収益	72,676	67,888
受取利息及び配当金	2,717	4,339
為替差益	7,399	24,771
持分法による投資利益	40,540	27,572
その他	22,019	11,204
営業外費用	38,300	10,395
支払利息	23,402	5,357
営業補償金	1,222	4,724
譲渡制限付株式関連費用	—	285
租税公課	12,852	—
その他	823	28
経常利益	1,043,824	1,947,602
特別利益	—	25,873
事業譲渡益	—	25,869
その他	—	4
特別損失	8,282	3,311
固定資産除却損	3,122	805
電話加入権評価損	659	—
事業譲渡損	3,000	—
減損損失	1,500	2,460
その他	—	45
税金等調整前当期純利益	1,035,541	1,970,164
法人税、住民税及び事業税	213,540	643,366
過年度法人税等	181,993	—
法人税等調整額	37,902	△140,755
法人税等合計	433,436	502,611
当期純利益	602,105	1,467,553
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△887	4,554
親会社株主に帰属する当期純利益	602,992	1,462,998

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,154,418	1,013,545	13,265,188	△9,592	15,423,560
当期変動額					
剰余金の配当			△416,692		△416,692
親会社株主に帰属する 当期純利益			602,992		602,992
自己株式の取得				△3,228,363	△3,228,363
自己株式の処分		23,222		5,028	28,250
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	23,222	186,300	△3,223,335	△3,013,812
当期末残高	1,154,418	1,036,768	13,451,489	△3,232,928	12,409,747

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産 合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	461,003	44,599	505,602	39,875	15,969,038
当期変動額					
剰余金の配当			—		△416,692
親会社株主に帰属する 当期純利益			—		602,992
自己株式の取得			—		△3,228,363
自己株式の処分			—		28,250
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△494	2,874	2,379	△781	1,598
当期変動額合計	△494	2,874	2,379	△781	△3,012,214
当期末残高	460,509	47,473	507,982	39,094	12,956,824

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社セハージャパン

Suzumo International Corporation

Suzumo Singapore Corporation Pte. Ltd.

(注) 株式会社日本システムプロジェクトは、2025年9月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数

1社

非連結子会社の名称

Suzumo Taiwan Corporation

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

1社

会社の名称

Bluefin Trading LLC

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結会計年度の末日までに発生した重要な取引は連結上必要な調整をすることとしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 ……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品、原材料、仕掛品……………総平均法を採用しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産…………… (イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～50年

工具器具備品 2～20年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

②無形固定資産…………… (イ) リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

③長期前払費用…………… 均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担

額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④従業員株式給付引当金

当社及び当社の連結子会社の従業員（連結子会社の一部の役員を含む。以下同じ。）に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

⑤役員株式給付引当金

当社の取締役（代表取締役会長、社外取締役及び当社の監査役を除きます。）及び委任型執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する将来の当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

③未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは主として寿司用米飯加工機械、盛付け用米飯加工機械等の米飯加工機械の製造・販売及びアルコール系洗浄剤、除菌剤等の衛生資材の製造・販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	連結計算書類計上額
繰延税金資産	720,509
繰延税金負債と相殺前の金額	804,244

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)で示されている企業の分類を検討し、将来の課税所得の十分性や将来減算一時差異等のスケジューリング結果に基づき、回収可能性を判断した上で繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画には売上高成長率等の仮定が含まれております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 電子記録債権譲渡高 43,605千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,509,685千円
3. 期末日満期電子記録債権

連結会計年度末日満期電子記録債権の会計処理については、振込期日をもって決済処理しております。なお、一部の連結子会社の当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日電子記録債権が、期末残高に含まれております。

電子記録債権 1,765千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,960,000株	—	—	12,960,000株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式 (注1、2)	20,609株	2,029,443株	247,700株	1,802,352株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託 (BBT-RS及びJ-ESOP)」制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式231,900株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増減数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加	43株
2025年8月8日の取締役会決議による自己株式の取得による増加	1,797,500株
株式給付信託 (BBT-RS及びJ-ESOP) 制度における株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) の取得による増加	231,900株
譲渡制限付株式報酬制度における自己株式の処分による減少	15,800株
株式給付信託 (BBT-RS及びJ-ESOP) への拠出に伴う第三者割当による自己株式の処分による減少	231,900株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月21日 定時株主総会	普通株式	245,848	19	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年10月31日 取締役会 (注)	普通株式	170,843	15	2025年9月30日	2025年12月11日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT-RS及びJ-ESOP)」制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式231,900株に対する配当金3,478千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
2026年6月27日開催予定の定時株主総会に、次の通り付議しております。

①配当金の総額……………227,790千円

②配当の原資……………利益剰余金

③1株当たり配当額……………20円

④基準日……………2026年3月31日

⑤効力発生日……………2026年6月29日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT-RS及びJ-ESOP)」制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式231,900株に対する配当金4,638千円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど2か月以内の支払期日であります。

借入金の変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社についても、同様の管理を行っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額77,781千円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,801,336	2,801,336	-
負債計	2,801,336	2,801,336	-

3. 金融商品の時価の区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	2,801,336	－	2,801,336

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント 米飯加工機械 関連事業	合計
日本	10,033,330	10,033,330
アジア	2,059,159	2,059,159
北米	2,481,521	2,481,521
欧州	862,782	862,782
オセアニア	307,626	307,626
その他の地域	120,133	120,133
顧客との契約から生じる収益	15,864,553	15,864,553
その他の収益	－	－
外部顧客への売上高	15,864,553	15,864,553

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）前受金	266,760
契約負債（期末残高）前受金	206,350

- ・ 契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。
- ・ 契約負債の期首残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

資産除去債務に関する注記

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループは、一部の事務所及び営業所において、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から17年～20年と見積り、割引率は国債の利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	151,645千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,100千円
見積りの変更による増減額（△は減少）	8,000千円
時の経過による調整額	1,370千円
期末残高	163,116千円

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,157円75銭

1 株当たり当期純利益 50円91銭

(注)「株式給付信託（BBT-RS及びJ-ESOP）」制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：千円)

科目	当期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2025年3月31日現在)	科目	当期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 前期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	7,018,687	8,453,164	流動負債	2,780,113	1,613,609
現金及び預金	2,100,406	4,002,192	買掛金	489,368	387,246
受取手形	12,570	59,764	1年内返済予定の長期借入金	1,197,996	—
電子記録債権	358,837	340,272	リース債務	60,776	38,182
売掛金	1,566,983	1,545,700	未払金	253,702	295,497
商品	68,906	11,531	未払費用	123,523	70,437
製品	1,159,033	1,125,827	未払法人税等	35,163	361,171
原材料	839,369	785,257	未払消費税等	10,546	16,646
仕掛品	406,995	303,170	前受金	138,078	187,638
貯蔵品	2,707	2,481	預り金	25,411	25,305
前払費用	78,911	71,850	賞与引当金	357,935	231,032
関係会社短期貸付金	—	11,354	役員株式給付引当金	22,591	—
未収入金	—	22,276	資産除去債務	60,000	—
その他	423,964	183,887	その他	5,018	450
貸倒引当金	—	△12,403	固定負債	3,120,300	1,403,002
固定資産	10,276,010	8,713,134	長期借入金	1,603,340	—
有形固定資産	8,540,040	6,913,645	リース債務	189,642	79,315
建物	4,036,707	1,826,943	長期未払金	6,608	6,125
構築物	398,562	59,889	従業員株式給付引当金	22,139	—
機械及び装置	142,467	57,515	退職給付引当金	1,195,453	1,173,326
車両運搬具	6,019	8,325	資産除去債務	103,116	144,235
工具器具備品	421,754	343,072	負債合計	5,900,413	3,016,612
土地	3,522,922	3,522,922	(純資産の部)		
建設仮勘定	11,606	1,094,977	株主資本	11,394,284	14,149,685
無形固定資産	647,316	472,452	資本金	1,154,418	1,154,418
ソフトウェア	367,561	428,293	資本剰余金	1,036,768	1,013,545
ソフトウェア仮勘定	277,034	42,647	資本準備金	982,960	982,960
その他	2,720	1,510	その他資本剰余金	53,808	30,585
投資その他の資産	1,088,654	1,327,036	利益剰余金	12,436,026	11,991,314
投資有価証券	160	160	利益準備金	110,000	110,000
関係会社株式	226,080	200,126	その他利益剰余金	12,326,026	11,881,314
出資金	5,970	5,970	別途積立金	1,800,000	1,800,000
長期貸付金	8,422	10,032	繰越利益剰余金	10,526,026	10,081,314
関係会社長期貸付金	—	329,873	自己株式	△3,232,928	△9,592
長期前払費用	36,889	35,231	純資産合計	11,394,284	14,149,685
破産更生債権等	660	667	負債・純資産合計	17,294,697	17,166,298
差入保証金	173,736	171,024			
会員権等	15,400	15,400			
繰延税金資産	603,753	595,923			
保険積立金	25,260	23,461			
貸倒引当金	△7,680	△60,834			
資産合計	17,294,697	17,166,298			

損益計算書

(単位：千円)

科目	当期 (2025年 4月 1日から 2026年 3月31日まで)	(ご参考) 前期 (2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで)
売上高	13,073,366	13,379,621
売上原価	7,110,297	6,675,526
売上総利益	5,963,068	6,704,095
販売費及び一般管理費	5,466,996	4,792,514
営業利益	496,072	1,911,581
営業外収益	732,347	68,944
受取利息及び配当金	674,795	56,121
為替差益	40,306	-
その他	17,245	12,823
営業外費用	33,904	344
支払利息	20,037	-
譲渡制限付株式関連費用	-	285
租税公課	12,852	-
為替差損	-	36
その他	1,015	23
経常利益	1,194,514	1,980,180
特別利益	97,750	4
固定資産売却益	-	4
抱合せ株式消滅差益	32,192	-
貸倒引当金戻入額	65,557	-
特別損失	135,928	357,379
固定資産除却損	2,269	805
電話加入権評価損	659	-
関係会社株式評価損	-	291,016
関係会社債権放棄損	130,000	-
事業譲渡損	3,000	-
貸倒引当金繰入額	-	65,557
税引前当期純利益	1,156,336	1,622,805
法人税、住民税及び事業税	121,181	520,745
過年度法人税等	181,993	-
法人税等調整額	△8,241	△65,269
法人税等合計	294,932	455,475
当期純利益	861,404	1,167,330

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 別途積立金
当期首残高	1,154,418	982,960	30,585	1,013,545	110,000	1,800,000
当期変動額						
剰余金の配当				—		
当期純利益				—		
自己株式の取得				—		
自己株式の処分			23,222	23,222		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—		
当期変動額合計	—	—	23,222	23,222	—	—
当期末残高	1,154,418	982,960	53,808	1,036,768	110,000	1,800,000

残高及び変動事由	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	10,081,314	11,991,314	△9,592	14,149,685	14,149,685
当期変動額					
剰余金の配当	△416,692	△416,692		△416,692	△416,692
当期純利益	861,404	861,404		861,404	861,404
自己株式の取得			△3,228,363	△3,228,363	△3,228,363
自己株式の処分			5,028	28,250	28,250
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—	—	—
当期変動額合計	444,711	444,711	△3,223,335	△2,755,401	△2,755,401
当期末残高	10,526,026	12,436,026	△3,232,928	11,394,284	11,394,284

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品、原材料、仕掛品 ……総平均法を採用しております。

貯蔵品 ……最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… (イ) リース資産以外の有形固定資産

…… 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属

…… 設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属

…… 設備及び構築物については定額法）を採用しております。

…… なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

… 建物 3～50年

… 工具器具備品 2～20年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する

定額法によっております。

(2) 無形固定資産 …… (イ) リース資産以外の無形固定資産

…… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能

…… 期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

…… 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基

…… づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額

… とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する

定額法によっております。

(3) 長期前払費用 …… 均等償却しております。

3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
 - (4) 従業員株式給付引当金
当社の従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。
 - (5) 役員株式給付引当金
当社の取締役（代表取締役会長、社外取締役及び監査役を除きます。）及び委任型執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する将来の当社株式の給付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、取締役等に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
当社は主として寿司用米飯加工機械、盛付け用米飯加工機械等の米飯加工機械の製造・販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。
また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	計算書類計上額
繰延税金資産	603,753
繰延税金負債と相殺前の金額	646,251

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている企業の分類を検討し、将来の課税所得の十分性や将来減算一時差異等のスケジューリング結果に基づき、回収可能性を判断した上で繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画には売上高成長率等の仮定が含まれております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社投融資の評価)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	計算書類計上額
関係会社株式	226,080

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

関係会社株式については、関係会社の財政状態が悪化し、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を将来の事業計画に基づいて検討した上で、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理をすることとしております。

②主要な仮定

関係会社投融資の評価の検討は、各関係会社の将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画には売上高成長率等の仮定が含まれております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

売上高成長率等は市場環境等の影響を受け不確実性があり、経営環境等の変化により、見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,376,773千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	412,528千円
短期金銭債務	17,649千円

損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,611,004千円
仕入高	354,724千円
営業取引以外の取引高	676,829千円
- 抱合せ株式消滅差益
抱合せ株式消滅差益は、当社の完全子会社である株式会社日本システムプロジェクトを吸収合併したことにより計上したものであります。
- 貸倒引当金戻入額
前事業年度において、2025年9月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅した株式会社日本システムプロジェクトに対し、65,557千円の貸倒引当金を計上しておりましたが、当事業年度において全額を取り崩し、貸倒引当金戻入額として計上しております。
- 関係会社債権放棄損
関係会社債権放棄損は、2025年9月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅した株式会社日本システムプロジェクトに対する債権放棄によるものであります。
- 過年度法人税等
当社において、東京国税局の税務調査を受けた結果、連結子会社である米国現地法人との取引に関し、移転価格税制に基づく行政指導等を受けたため、加算税及び延滞税を含めた追徴税額等181,993千円を過年度法人税等に計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,802,352株 |
|------|------------|
- 当事業年度末の自己株式の株式数には、「株式給付信託（BBT-RS及びJ-ESOP）」制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式231,900株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	55,735千円
関係会社株式評価損	66,726千円
会員権評価損	1,891千円
電話加入権評価損	1,244千円
貸倒引当金	2,420千円
未払事業税等	2,024千円
未払金	25,153千円
賞与引当金	112,821千円
退職給付引当金	376,806千円
従業員株式給付引当金	8,015千円
役員株式給付引当金	7,876千円
役員退職慰労金	1,930千円
一括償却資産	1,241千円
減価償却超過額	5,034千円
資産除去債務	51,414千円
その他	752千円
繰延税金資産小計	<u>721,090千円</u>
評価性引当額	<u>△74,839千円</u>
繰延税金資産合計	<u>646,251千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>42,498千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>603,753千円</u>

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Suzumo International Corporation	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注)	1,166,086	売掛金	293,756
	Suzumo Taiwan Corporation	所有 直接100%	当社製品の販売	株式の取得	25,954	関係会社株式	25,954

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	Gulf Japan 1	被所有 13.87% (注1)	資本業務提携	自己株式の 取得 (注2)	3,227,412	—	—

(注1) 議決権等の被所有割合については、発行済株式総数より自己株式を除き算定しております。

(注2) 自己株式の取得については、2025年8月8日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月12日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取引価格は2025年8月8日の終値1,796円で取引を行っております。当該取引の結果、Gulf Japan 1は当社の主要株主ではなくなりました。なお、議決権等の被所有割合は、本取引直前の被所有割合を記載しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

資産除去債務に関する注記

1. 資産除去債務の概要

本社及び一部の営業所において、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

2. 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から17年～20年と見積り、割引率は国債の利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	144,235千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,100千円
合併による増加額	7,410千円
見積りの変更による増減額（△は減少）	8,000千円
時の経過による調整額	1,370千円
期末残高	163,116千円

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,021円21銭

1 株当たり当期純利益 72円73銭

(注)「株式給付信託 (BBT-RS及びJ-ESOP)」制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

鈴茂器工株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久塚 清憲
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鬼柳 陽平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鈴茂器工株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鈴茂器工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

鈴茂器工株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久塚 清憲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鬼柳 陽平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鈴茂器工株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

鈴 茂 器 工 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 河 野 淳 (印)

社外監査役 村 井 淳 也 (印)

社外監査役 中 島 敬 方 (印)

(注) 監査役村井淳也及び中島敬方は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

中野セントラルパークサウス B1F「カンファレンス」
東京都中野区中野四丁目10番2号

交通

JR 中央線・総武線／東京メトロ 東西線 中野駅北口より徒歩5分

※お越しの際は公共交通機関をご利用下さい。会場には当総会用の駐車場のご用意はございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

